

会 議 の 状 況

令和元年度第 3 回青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議評価委員会

1. 日 時 令和元年 11 月 5 日 (火) 13:30～15:30

2. 場 所 青森国際ホテル 2 階 春秋の間

3. 出席委員 18 名

4. 提出資料

資料 1 会議の状況

資料 2 原子力施設環境放射線調査報告書(案)(令和元年度第 1 四半期報)

資料 3 原子力施設環境放射線調査報告書データ集(案)(令和元年度第 1 四半期報)

資料 4 東通原子力発電所温排水影響調査結果報告書(案)(令和元年度第 1 四半期報)

資料 5 令和元年度第 1 四半期温排水影響調査(底質調査)の欠測について

資料 6 環境放射線調査報告書における調査結果の記載の変更について

参考資料 1 原子燃料サイクル事業の現在の状況について

参考資料 2 東通原子力発電所の現在の状況について

参考資料 3 リサイクル燃料備蓄センターの現在の状況について

参考資料 4 平成 30 年度原子力施設等防災対策等委託費(海洋環境における放射能調査及び総合評価)事業 調査報告書(青森県関係データの抜粋)

5. 概 要

(1) 議事

ア 原子力施設環境放射線調査結果について(令和元年度第 1 四半期)

(7) 原子燃料サイクル施設

県及び日本原燃(株)から資料 2 により説明があり、次のとおり評価された。

- ・原子燃料サイクル施設に係る令和元年度第 1 四半期の環境放射線等調査結果は、これまでと同じ水準であった。原子燃料サイクル施設からの影響は認められなかった。

(4) 東通原子力発電所

県及び東北電力(株)から資料 2 により説明があり、次のとおり評価された。

- ・東通原子力発電所に係る令和元年度第 1 四半期の環境放射線調査結果は、これまでと同じ水準であった。東通原子力発電所からの影響は認められなかった。

(7) リサイクル燃料備蓄センター

県から資料 2 により説明があり、次のとおり評価された。

- ・リサイクル燃料備蓄センターに係る令和元年度第 1 四半期の環境放射線調査結果は、これまでと同じ水準であった。

委員から、平沼局の大气浮遊じん中の全 α および全 β 放射能が平常の変動幅の範囲を上回ったことについて、質問があり、県から、化学分析の結果、ウラン、プルトニウムは検出されなかったこと、平常の変動幅の範囲を上回った期間の α/β 比が他の期間と比較し高い値を示していた旨回答した。

委員から、付1「測定局周辺における工事の影響について」について、工事前後における測定値の比較を行った際の比較時期の設定理由等について質問があり、県から、比較時期は積雪が無い時期を選択したこと、工事期間中に空間線量率及び積算線量計の測定値の変動は無かったこと、新設された防災資機材庫は骨組みに鉄骨を用いたやや高さのある平屋であること、空間放射線量率計は裸地に1.8mの高さで設置している旨回答した。

また、工事前後における測定値の統計学的比較結果についての質問があり、県から、統計学的検定で有意な差は見られたものの、当該平均値の差は過去の測定値全体の標準偏差と比較して小さいことから、当該2局の工事後の空間放射線量率及び積算線量の測定値は、工事前と同様として評価を行うこととした旨回答した。

イ 東通原子力発電所温排水影響調査結果について(令和元年度第1四半期)

県及び東北電力(株)から資料4及び資料5により説明があり、今後も引き続き調査を継続し、データの収集に努めていくこととした。

委員から、底質調査の欠測について、発生原因には引き継ぎが適切になされていなかったことが原因であるとの指摘があり、東北電力(株)から、明確な業務スケジュールを作成するとともに、担当者が変わった際は次の担当者にしっかりと引き継げる体制の構築に取り組んでいく旨回答があった。

(2) 報告事項

ア 環境放射線調査報告書における調査結果の記載の変更について

県から資料6により環境放射線調査報告書における調査結果の記載の変更について説明があった。

(3) その他

ア 原子燃料サイクル事業の現在の状況

日本原燃(株)から参考資料1により新規規制基準への対応状況、各事業の運転状況等、トラブル等一覧(再発防止対策検討状況)について説明があった。

イ 東通原子力発電所の現在の状況

東北電力(株)から参考資料2により東通原子力発電所の運転状況等、新規規制基準適合性審査の状況について説明があった。

ウ リサイクル燃料備蓄センターの現在の状況

リサイクル燃料貯蔵(株)から参考資料3により新規規制基準適合性審査の状況について説明があった。

エ 海洋環境における放射能調査及び総合評価事業 平成30年度青森県周辺海域の調査結果について

原子力規制庁が実施している標記事業の受託者である(公財)海洋生物環境研究所から、参考資料4により説明があった。

委員から、参考資料1の再処理工場ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋における廃気処理設備の第1排風機両系の停止とその後の対策について、意見があり、日本原燃(株)から、指摘を踏まえ改善に取り組む旨回答があった。

委員から、参考資料3の新規制基準適合性審査の状況について、(1)②に記載のある「公衆に影響を及ぼすことがないことの検討を行う方がよい」の具体的な意味について質問があり、リサイクル燃料貯蔵(株)から、原子力規制委員会からは仮にキャスクが損傷した場合においても年間の被ばく線量を1ミリシーベルト以下に抑えることを判定基準として示されている旨回答があった。

さらに、審査会における議論の論点が、従前からの金属キャスクの密閉機能の維持から、放射性物質が漏えいした場合においても公衆に影響を及ぼさないことを示す方向へ変わったのかとの質問があり、リサイクル燃料貯蔵(株)から、現在はその方向で審査が進んでいる旨回答があった。